

松江市告示第 157 号

松江市通いの場支援事業補助金（シニアイベント応援交付金）交付要綱（令和 3 年松江市告示第 208 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 2 条 略		第 2 条 略	
略		略	
終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	終期	<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>
第 4 条 前条の申請書は、 <u>事業実施年度の 4</u> 月 1 日から _____ 2 月 28 日 (<u>うるう年においては、2 月 29 日</u>) まで、かつ、事業を開始する日の 7 日前 (<u>4 月 1 日から 4 月 7 日までの間に事業を開始する場合は、事業開始日</u>) までに提出しなければならない。		第 4 条 前条の申請書は、 <u>令和 3 年</u> 4 月 1 日から <u>令和 4 年</u> 2 月 28 日 _____ まで、かつ、事業を開始する日の 7 日前 _____ までに提出しなければならない。	

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。